

旧中野刑務所正門の区文化財指定について

中野区教育委員会は、令和3年4月30日に中野区文化財保護審議会に対し、旧中野刑務所正門の中野区文化財登録指定の是非について諮問を行い、5月24日付で文化財保護審議会からの答申を受けた。

令和3年6月4日、教育委員会は答申の内容を踏まえ、中野区有形文化財の指定について議決したので、下記のとおり報告する。

記

1 資料名等

文化財名	年代	員数	所在地	所有者	文化財種別
旧豊多摩監獄表門	大正4年 (1915)	1棟	新井三丁目37番 (住居表示)	中野区	指定有形文化財

2 指定理由

指定理由
大正期を代表する建築家後藤慶二の現存する唯一の作品である。また、明治期の西欧の模倣から脱却し、近代の新たな建築様式を模索し始めた明治末から大正期の建造物であり、わが国の煉瓦造建築の技術的・意匠的到達点を示すものとして極めて重要である。関東大震災や第二次世界大戦の戦災をくぐりぬけ残されていることも、地域の遺産として貴重である。

3 詳細

別紙「中野区文化財登録指定の是非について(答申)」(「中野区文化財指定調書」および「中野区文化財指定に際しての付帯意見」を含む)を参照

令和3年5月24日

中野区教育委員会

中野区文化財保護審議会

会 長 大 石 学

中野区文化財登録指定の是非について（答申）

令和3年4月30日付3中区区第289号で諮問を受けました、旧中野刑務所正門の中野区文化財としての登録もしくは指定することの是非について、審議いたしました結果、下記のとおり結論を得ましたので、中野区文化財保護条例（昭和56年中野区条例第17号）第18条の規定に基づき、付帯意見を添えて答申いたします。

記

1 答申内容

下記の建造物を中野区指定有形文化財候補とする。

「旧豊多摩監獄表門」1棟

2 候補とする事由

別添「中野区文化財指定調書」のとおり

3 付帯意見

別添「中野区文化財指定に際しての付帯意見」のとおり

中野区文化財指定調書

名 称 旧豊多摩監獄表門

員 数 1 棟

所 在 地 東京都中野区新井三丁目 3 7 番（住居表示）

構造・形式 煉瓦造平屋・小屋組木造

規 模 東西約 12.7 m・南北約 8.0 m・高さ約 8.7 m

所 有 者 中野区

所有者住所 東京都中野区中野四丁目 8 番 1 号

建築年代 大正 4 年（1915）

来 歴

江戸時代小伝馬町牢屋敷の流れを汲む市谷監獄が明治 43 年（1910）に現在地に移され、豊多摩監獄となり、その表門として建造されたものである。同年 4 月に起工、大正 4 年（1915）3 月に竣工した。豊多摩監獄は豊多摩刑務所、中野刑務所と名称を変えたが、昭和 58 年（1983）廃止され、関東大震災・戦災の被害を受けずにいた表門を残してすべて解体された。敷地は法務省矯正研修所、財務省用地を経て、現在、中野区用地となっている。

設 計 者

司法省技師・後藤慶二を工事主任として、横濱勉、山下啓次郎、久田喜一がこれにあたった。工事主任・後藤慶二（1883～1919）は、東京帝国大学工科大学建築学科を卒業後、司法省営繕課司法技師となり豊多摩監獄の設計を担当した。若い頃より白馬会に属して洋画を学び、俳句雑誌「ホトトギス」同人として詩歌にも長じ、能・歌舞伎にも造詣の深い多才な建築家であった。建築史上、近代建築運動のキーパーソンの一人として評価されている。建築設計を芸術の域に導くために、構造と意匠の関係の考察を深め、当時、導入され始めた鉄筋コンクリート構造の研究を展開した。この構造と意匠の追究は、その後の建築動向に大きな影響を与えた。しかし、35 才で早逝したこともあり作品は少なく、表門は後藤の設計による唯一残されている建造物である。

現 状

敷地は区有地として管理され、表門の建物は創建時の位置にそのまま保存されている。法務省矯正研修所建設にあたって、敷地全体に盛土が施されることにより門の通路部分は、南北に階段が設けられ（写真 11）、現地表面より 5 5 cm 低くなっている。

表門は、イギリス積による煉瓦造平屋建てで、ほぼ南面して配置され、南面並びに北面には腰折れ屋根による大きな妻面を見せている（写真 1・2）。創建時は建物中央部から東側と西側にそれぞれ煉瓦塀が伸び、敷地全体を囲っていた。表門の平面は単純な東西に長い矩形で、中央に通路を設け、南側から向かって右側に「元守衛室（唧筒置場）」、左側に「部屋（門衛控所・人民控所）」があり、中央の通路側にそれぞれの両室への出入り口が設けられている。なお、「元守衛室」の東側には新たな出入り口と円形庇を備えた受付開口が設けられた（写真 8）。屋根は、2 段目の下層部がスカート状に跳ね上がる独特の腰折れの天然スレート葺き屋根であったが、現在はカラー鉄板葺きに改変されている。

以上、敷地は盛土され、また、建物は屋根材の変更や新たな開口部の設置など後補の手が部分的に加えられているものの、建物の特徴である腰折れ屋根の外観と通路両側に部屋を配置した平面形式は創建時の様子を良く留めている。

意匠の評価

意匠の特徴は、主に外観に見られる。屋根は個性的な腰折れ屋根で、南面は、中央部に通路、両側には鉄格子のあるガラスの上げ下げ窓が配された左右対称の立面となる（写真 1）。中央部の通路の出入り口は小口 4 段積の欠円アーチがあり、内側に向かって煉瓦を半枚ずつ段状（8 段）に造作され、外壁部分もその段状に合わせた処理が見られる（写真 4）。また、南面の腰部分の外壁は、煉瓦半枚分厚い壁となっている。特に、出入り口部分と上げ下げ窓の間の腰壁部分は、出入り口のアーチ位置の高さまで厚い壁となり、まるで控え柱のようにも見え、より安定感の感じられるデザインとなっている。通路両脇の上げ下げ窓は、全体の統一感を出すように、中央部の出入り口廻りの意匠に合わせ、小口 3 段積の欠円アーチとしている（写真 2・3・4）。

上部の妻面には、縦方向に煉瓦半枚分を窪ませた頂部を三角状に収めた溝状の装飾を 8 本設け、中央に妻飾りとして記章※を嵌め込むなど高度な煉瓦の積み方が見られる（写真 5 ※記章は現在外されている）。同様に、腰折れ屋根の直下には、垂木を支える部材である母屋鼻を並べ、また、大きな破風面の腰折れ屋根の屈折点部分は煉瓦を斜めに積むなど、単純さを避けるための意匠的な工夫が見られる。また、正面扉 2 枚は、鉄板鋸留めの外枠の中に白色の木造格子枠をはめ込んでいる（写真 6）。

中央通路の天井は漆喰を塗布し、中央部に当時のシャンデリアがそのまま残されている（写真 7）。

北面は、南面と比べるとその意匠性には大きな差が見られる。すなわち、出入り口は小口 4 段積の欠円アーチは同じであるものの、内側に向かって設けられた段状の処理は 2 段と少なく、腰部分には煉瓦半枚分の壁の処理も見られない。その代わりにシンプルだが、出入り口の両脇にはアーチ位置の高さから斜め状の控え柱が設けられており、この表門のデザインイメージがヨーロッパ中世のゴシック様式であることを想起させる（写真 3）。また、大きな妻面には、縦に細長い換気口が見られるだけで、出入り口の大扉も鋼鉄製の大扉であるなど、南面を表とすれば、北面は裏という役割の違いがデザインとして表現されている。

以上、表門という極めて単純な機能の建築でありながらも、外壁部分に凹凸を用いて変化を与え、表側と裏側の役割をそれぞれ表現するなど極めて手の込んだデザインが展開されている。また、出入り口部分の段状の複雑な処理には土蔵の、また、正面扉の格子には伝統的な和のイメージなど、全体を通じて伝統的テイストの存在が感じられ、日本人建築家が西洋の模倣から脱しようとする大正期のモダニズム建築の先駆者といわれる後藤慶二の特色が発揮されている。

技術の評価

煉瓦の目地の断面が半円形状の覆輪目地（ふくりんめじ）で仕上げられている（写真9）。これは煉瓦技術の最も進んだ段階の典型的な日本独自の化粧技術で、東京駅丸の内駅舎の復原の際に数少ない職人による技術習得研修を行って再現したことが知られている。また、北側支え柱の斜め部分は、役物（やくもの）と呼ばれる特注の楔型に製作された煉瓦を用い、それらを交互に積み重ねるといった緻密な作業が施されている（写真9）。この役物は他にも用いられており、細部の納まりを重視して特注の材料を用いた建築といえる。

施工も丁寧で、鉄筋コンクリート導入期における、最終段階の煉瓦建築として重要である。なお、使用された煉瓦は2カ所で製造されたものであり、桜の刻印（一重と二重の2種）のあるものが小菅監獄の囚人による製作品で、「上敷免製」（「製免敷上」もあり）の刻印が日本煉瓦製造株式会社のものである。

腰折れ屋根は、木造の洋風の小屋組（写真10）で、ボルトで緊結され、耐震性を考慮したものと考えられる。

建築史上の位置づけ

煉瓦造の建築から鉄骨構造・鉄筋コンクリート構造へと技術革新が進む中、建築家の芸術性をどう発露するのかという命題に取り組んだ、後藤慶二の設計した現存唯一の建造物として、学術的価値が高い。また、煉瓦造の建築技術の最も発達した大正期の煉瓦建築の数少ない遺構として貴重な事例であり、わが国近代建築史上、高く評価できる。

関連する歴史的要素

この門は、豊多摩監獄表門として建造された。豊多摩監獄は受刑者の更生に重きを置き、行刑の近代化を推進する先駆的な役割を果たした。その点が歴史的付加価値を与えている。

指定すべき事由

大正期を代表する建築家後藤慶二の現存する唯一の作品である。西洋建築からモダニズム建築・現代建築へという日本近代建築史の流れの中で、西洋建築の模倣からの脱却を図り、新たな表現形式の模索がはじめられた時期の数少ない遺構であり、建築史学などにおける学術的価値が高い。

中野区の近代の歴史遺産としての希少価値も評価され、指定有形文化財として後世に残し伝えていくことが必要な文化財と判断される。

また、わが国の近代におけるアイデンティティの発達を示す歴史遺産として「哲学堂公園」とともに有効活用が期待されるものである。

指定すべき種別〔中野区文化財登録・指定基準〕

第一 中野区指定有形文化財

(一) 建造物

建造物（社寺・城郭・住宅・公共施設等）、その他の工作物（鳥居・橋梁・石塔等）、建築物の部分並びに建造物の模型、厨子、仏壇等で建築的技法なるもののうち次の1から3までのいずれかに該当するもの

- 1 この地方の歴史上、又は地域的特色において貴重なもの
- 2 意匠的又は技術的に優秀なもの
- 3 歴史的又は学術的に価値の高いもの

以上に該当するものである。

指定範囲

約260m²

現行管理の周辺縁石部分である、南北約13m、東西約20mの範囲とする。

【参考文献】（発行年代順）

『中野のまちと刑務所』中野区企画部，昭和59年（1984）

『旧豊多摩監獄解体調査報告』株式会社間組，昭和60年（1985）1月

『日本建築学会計画系論文集』第607号 日本建築学会，平成18年（2006）

『平成22年度 日本大学理工学部 学術講演会論文集』日本大学理工学部，平成22年（2010）

『中野を語る建物たち－中野区大正期・昭和前期建造物調査報告書－』中野区教育委員会，平成23年（2011）

『日本都市史・建築史事典』都市史学会，丸善出版株式会社 平成30年（2018）

『旧中野刑務所正門学術調査報告書』株式会社建文，中野区 平成31年（2019）

位置図



敷地内配置図

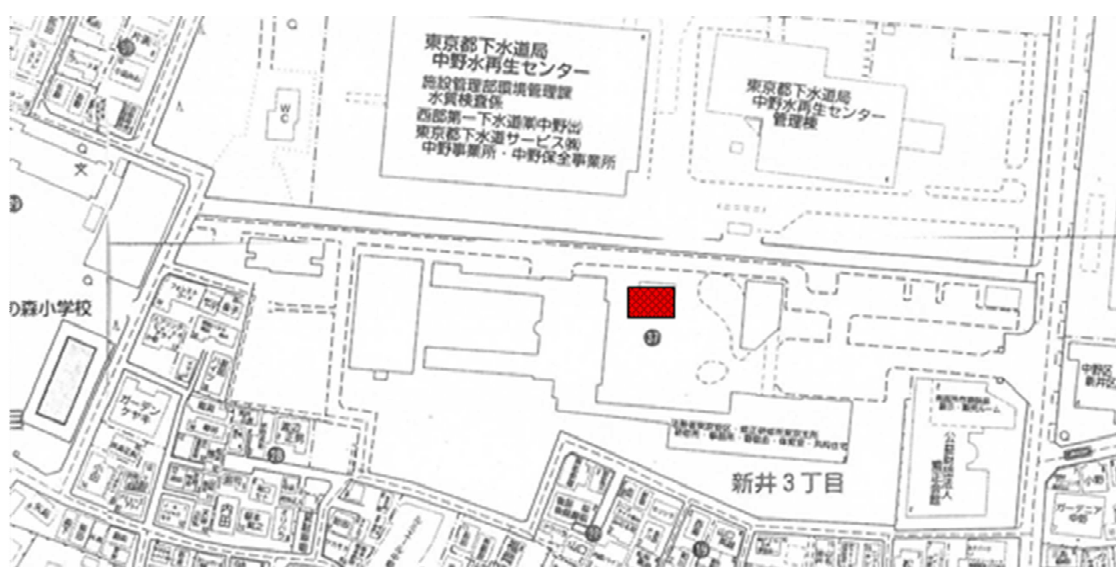




写真1 正面側（南東側から）



写真2 裏西側（北東側から）

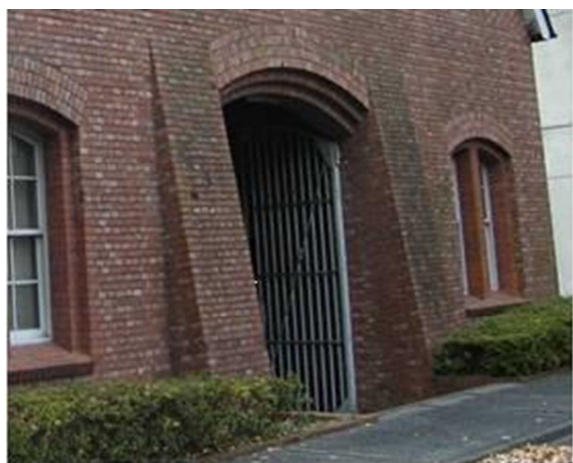


写真3 裏西側（ファザード部分）



写真4 正面入口部分の仕様

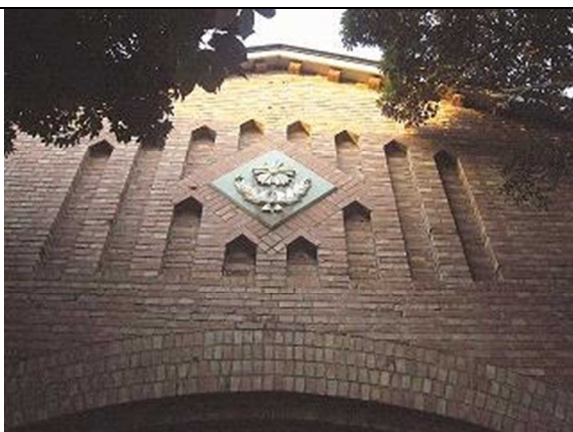


写真5 正面入口上部の仕様

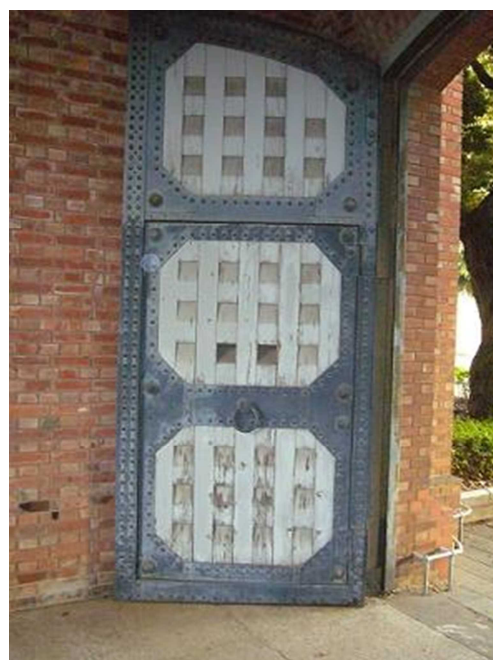


写真6 正面扉の仕様（東側の扉）



写真7 中央通路天井部分（北側から）



写真8 東側受付部分



写真9 覆輪目地（裏面西側）

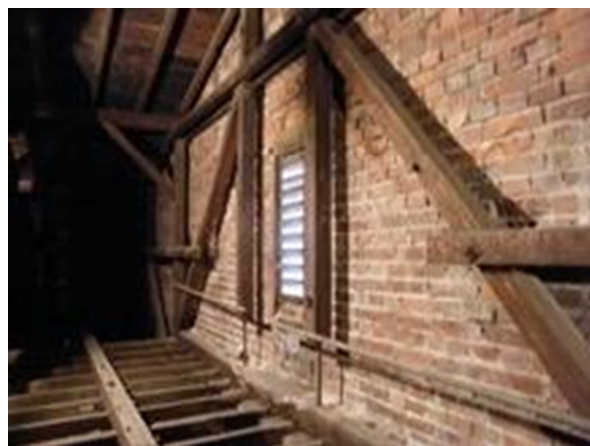


写真10 天井裏小屋組（裏面西側）

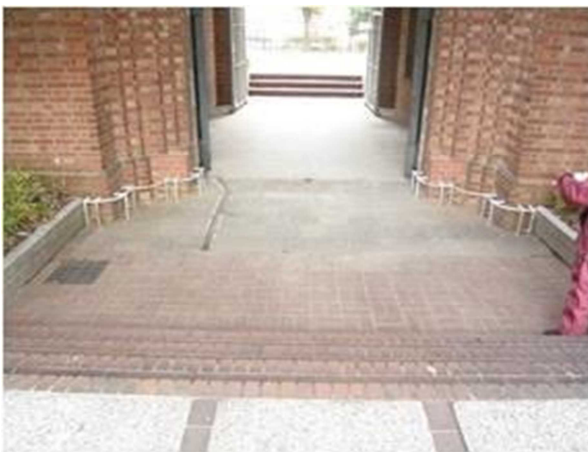
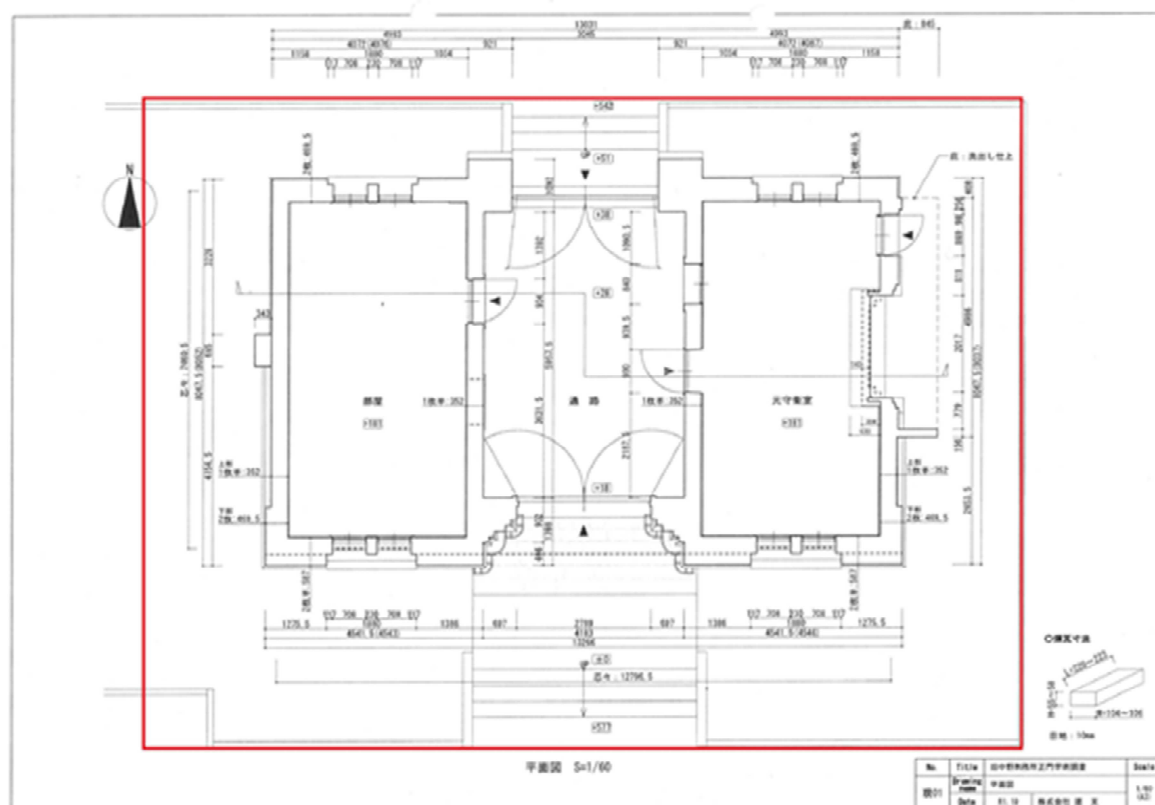


写真11 南面入口部分コーナーガード



写真12 西側部屋内部（南側から）



推定範囲図（現在の縁石範囲:南北約13m 東西約20m）

中野区文化財指定に際しての付帯意見

1 文化財名称について

当該建造物は、「旧中野刑務所正門」と呼ばれているが、これは歴史上、当該施設の最終名称を付して今日に至ったものである。

文化財指定にあたっては、後藤慶二の設計した創建期の名称を尊重し、「旧豊多摩監獄表門」とするものである。

2 今後の保存活用について

今回、中野区により、正門の保存及び公開、そして平和の森小学校新校舎における良好な教育環境の確保との両立を図るため、現地保存ではなく、曳家保存する決定がなされた。中野区文化財保護審議会としては、曳家により、当該建造物の文化財的価値が著しく低下することはないという判断に至ったことから、中野区有形文化財（建造物）として指定するに値するという答申をするものである。

ただし、今後行われる曳家保存に係る基本計画・保存活用計画等の策定に際しては、真正性を重視し、建築史等専門の学識者の意見を採り入れるとともに、基本計画・保存活用計画・基本設計・実施設計・施工に際しては、文化財建造物の専門業者に委ねる必要がある。